

2026年1月19日

各位

株式会社北洋銀行

「全傷病団信付住宅ローン」の一部保障内容拡充について

北洋銀行は「全傷病団信付住宅ローン」の保障内容を下記のとおり一部拡充いたします。

また、当行で既に本ローンをご利用中のお客さまも保障拡充の対象となりますのでご確認ください。

北洋銀行は、お客さまの多様なニーズにお応えするため、商品・サービスの充実に努めてまいります。

記

1. 概要

対象特約	クレディ・アグリコル生命のがん先進医療給付特約		
変更内容		変更前	変更後
	がん先進医療給付金 (給付限度額の引上げ)	1回の先進医療につき <u>500万円</u> まで保障 (通算 <u>1,000万円</u>)	1回の先進医療につき <u>2,000万円</u> まで保障 (通算 <u>2,000万円</u>)
	がん先進医療支援給付金 (新設)	-	一時金 <u>30万円</u> を保障 ※同一の先進医療として受けた療養につき1回まで
	対象となる悪性新生物の 拡大	-	対象となる悪性新生物に 「皮膚その他の悪性新生物 (C44)」を追加
※変更後の詳しい保障内容は、別紙をご参照ください。			
変更日	2026年2月1日(日) ※既にご利用中のお客さまによるお手続きや追加費用のご負担はございません。		

※ご利用中のお客さまの変更後の特約の責任開始日は、変更前の特約の責任開始日とします。ただし、変更後の保障内容は、変更日以降に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されることを含めてお支払事由に該当した場合に対象となります。(変更前の特約で既にがん先進医療給付金を受け取られた方は本案内の対象外です。)

以上

《北洋銀行グループ 経営理念》

お客さま本位を徹底し、多様な課題の解決に取り組み、北海道の明日をきりひらく

全傷病**変更後の保障内容 (2026年2月1日より)**

がん先進医療給付特約 ^{*1}	■がん先進医療給付金/■がん先進医療支援給付金	給付金額	支払限度
責任開始日からその日を含めて90日(免責期間)経過後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき			がん先進医療給付金
①所定の悪性新生物(がん) ^{*2} に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定され ^{*3} 、その悪性新生物(がん)を直接の原因として先進医療 ^{*4} による療養 ^{*5} を受けたとき			先進医療に係る技術料のうち被保険者が負担する費用 ^{*7} と同額
②先進医療による療養により、所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって診断確定されたとき			通算2,000万円
なお、保険金の支払等によりこの保険契約の保障が終了した日から1年の間 ^{*6} に、保険期間中に診断確定された所定の悪性新生物(がん)を直接の原因として先進医療による療養を受けたときは、保険期間中の療養とみなして取り扱います。			がん先進医療支援給付金 ^{*8}
免責期間中に診断確定された所定の悪性新生物(がん)は支払われません。また、その所定の悪性新生物(がん)が免責期間後に再発・転移等したと認められる場合も支払われません。 ただし、新たに別の所定の悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定されたときは、支払対象になります。			30万円
			同一の先進医療として受けた療養について、1回

*1 がん先進医療給付特約の支払事由にかかる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正が行われた場合または医療技術もしくは医療環境の変化があった場合で特に必要と認めたときは、当社は、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

*2【別表3 がん先進医療給付金およびがん先進医療支援給付金の対象となる悪性新生物】参照

*3 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

*4 「先進医療」とは、療養を受けた時点において、公的医療保険制度に基づく評価療養のうち、主務大臣が定める先進医療(先進医療ごとに主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。

*5 先進医療はその医療技術ごとに適応症があらかじめ定められています。先進医療の対象となる医療技術やその適応症、実施している病院または診療所は変更されることがあります。最新情報は主務官庁(厚生労働省)のホームページで一覧をご確認ください。なお、一覧に掲載されている医療技術であっても治療方法や症例等によっては先進医療に該当しない場合がありますので、病院または診療所にご確認ください。(記載内容は表紙に記載の本書面作成時点の公的医療保険制度によります。)

*6 この保険契約の保障が終了した日(保険金の支払による保障の終了の場合は、支払事由に該当した日)の翌日からその日を含めて1年となります。

*7 療養を受けた先進医療に対する被保険者の自己負担分として病院または診療所によって定められた金額となります。

なお、例えば、次の費用は対象外となります。

・公的医療保険制度に基づき保険給付の対象となる費用(自己負担分を含む)

・先進医療に係る技術料以外の費用(先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用等)

(記載内容は本書面作成時点の公的医療保険制度によります。)

*8 療養を受けた先進医療の被保険者の自己負担分がない場合でも、がん先進医療支援給付金の支払対象となることがあります。

【別表2 対象となる悪性新生物】

対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1 対象となる悪性新生物の定義

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの ／3 …… 悪性、原発部位 ／6 …… 悪性、転移部位 ………… 悪性、続発部位 ／9 …… 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

表2 対象となる悪性新生物の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の悪性黒色腫 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 男性生殖器の悪性新生物 腎尿路の悪性新生物 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 真正赤血球増加症<多血症> 骨髓異形成症候群 リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち、 ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症 リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち、 ・ランゲルハンス細胞組織球症	C00-C14 C15-C26 C30-C39 C40-C41 C43 C45-C49 C50 C51-C58 C60-C63 C64-C68 C69-C72 C73-C75 C76-C80 C81-C96 C97 D45 D46 D47.1 D47.3 D76.0

※悪性新生物は、悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病です。

※上皮内がん(子宮頸がん0期、大腸粘膜内がん、非浸潤がん、食道上皮内がん等)および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、がん診断保険金、がん診断給付金の支払対象となる悪性新生物に該当しません。

※上記以外にも、疾病によっては支払対象となる場合もあります。

【別表3 がん先進医療給付金およびがん先進医療支援給付金の対象となる悪性新生物】

【別表2 対象となる悪性新生物】に以下を加えたもの

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	皮膚のその他の悪性新生物	C44

※悪性新生物は、悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病です。

※上皮内がん(子宮頸がん0期、大腸粘膜内がん、非浸潤がん、食道上皮内がん等)は、がん先進医療給付金、がん先進医療支援給付金の支払対象となる悪性新生物に該当しません。

※上記以外にも、疾病によっては支払対象となる場合もあります。